

○結城市都市計画法施行細則

平成22年9月29日

規則第24号

改正 平成28年3月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の規定により市が処理することとされた都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）による開発行為等の規制に係る事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第2条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及び届出書の提出部数は、正本及び副本1部ずつとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第29条第1項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域となるべき土地の公図の写し
- (2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあっては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類
- (4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める図書

第4条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第1号による。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類（様式第2号）
- (2) 従前の公共施設の管理者等に関する書類（様式第3号）
- (3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図

第5条 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面は、様式第4号による。ただし、開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為に係る当該書面については、この限りでない。

第6条 省令第17条第1項第3号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類は、様式第5号による。

第7条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類には、設計者の資格に関する申立書（様式第6号）を付するものとする。

（開発行為の許可又は不許可の通知）

第8条 法第35条第2項の規定による通知は、開発行為許可書（様式第7号）又は開発行為不許可通知書（様式第8号）により行うものとする。

（変更許可申請等）

第9条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第9号）に、第3条から第7条までに規定する図書、書類又は書面のうち当該変更に係る事項を説明するものを添付しなければならない。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項の規定による通知は、開発行為変更許可書（様式第10号）又は開発行為変更不許可通知書（様式第11号）により行うものとする。

3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書（様式第12号）により行うものとする。

（開発行為に係る協議の手續）

第10条 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る協議書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面その他市長が別に定める図書を添付しなければならない。

3 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る変更協議書（様式第14号）に市長が別に定める変更に係る図書を添

付して市長に提出しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議については、市長が別に定めるところによる。

（工事完了届出書の添付図書）

第11条 省令第29条に規定する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 確定測量図

（2） 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

（工事完了の公告）

第12条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、結城市公告式条例（昭和25年結城町条例第101号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（建築制限等の解除）

第13条 法第37条第1号の規定による建築制限等の解除を受けようとする者は、建築制限等解除申請書（様式第15号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、予定建築物等の概要を示す図書を添付するものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類）

第14条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 開発行為に関する工事を廃止した理由書

（2） 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該開発区域内の土地の写真

（3） 開発行為に関する工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類

（建築物の特例許可の申請）

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 付近見取図

（2） 敷地現況図

（3） 建築物平面図及び配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第17号)を提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地現況図

(3) 建築物等平面図及び配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

(標識の掲示)

第17条 法第29条第1項の規定による許可を受けた者は、開発行為許可済票(様式第18号)を工事期間中当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けた者は、開発行為変更許可済票(様式第19号)を開発行為許可済票に隣接して掲示しておかなければならない。

(建築物の新築等の許可申請書の添付書類)

第18条 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定する図面のほか、第16条第2項第3号及び第4号に掲げる図書を添付しなければならない。

(建築物の新築等の不許可の通知)

第19条 市長は、法第43条第1項の規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可をしないときは、建築等不許可通知書(様式第20号)により通知するものとする。

(建築物の新築等に係る協議の手続)

第20条 法第43条第3項の規定による協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、省令第34条第2項に規定する図面その他市長が別に定める図書を添付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、法第43条第3項の規定による協議については、市長が別に定め

るところによる。

(承継届等)

第21条 法第44条に規定する地位を承継した者は、速やかに、開発行為（建築等）許可承継届出書（様式第22号）に開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第45条に規定する地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証する書類

(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

(既存の権利者であることの届出)

第22条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者であることの届出書（様式第24号）により行うものとする。

(監督処分の標識)

第23条 法第81条第3項の規定による標識は、様式第25号による。

(身分証明書)

第24条 法第82条第2項に規定する身分証明書は、様式第26号による。

(開発登録簿の様式)

第25条 省令第36条第1項の規定による開発登録簿の調書は、様式第27号による。

(証明書の交付)

第26条 省令第60条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、開発行為（建築等）に関する証明申請書（様式第28号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図

- (2) 付近見取図
- (3) 敷地現況図
- (4) 建築物等の平面図及び配置図
- (5) 計画の概要を記載した書面
- (6) その他市長が必要と認める図書

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の結城市長が管理する情報の公開に関する規則、第2条の規定による改正前の結城市長が管理する個人情報の保護に関する規則、第3条の規定による改正前の結城市空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の結城市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の結城市民活動支援センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の結城市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の結城市役所駅前分庁舎多目的スペースの使用に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の結城市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第11条の規定による改正前の結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の結城市社会福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の結城市生活保護法施行細則、第15条の規定による改正前の結城市永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付事務取扱細則、第16条の規定による改正前の結城市児童福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第18条の規定による改正前の結城市子ども・子育て支援法施行細則、第19条の規定による改正前の結城市老人福

祉法施行細則，第20条の規定による改正前の老人医療事務取扱細則，第21条の規定による改正前の結城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則，第22条の規定による改正前の結城市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則，第23条の規定による改正前の結城市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録等に関する規則，第24条の規定による改正前の結城市地域生活支援事業の利用者負担に関する条例施行規則，第25条の規定による改正前の結城市身体障害者福祉法施行細則，第26条の規定による改正前の結城市身体障害者手帳の交付等に関する規則，第27条の規定による改正前の結城市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則，第28条の規定による改正前の結城市知的障害者福祉法施行細則，第29条の規定による改正前の結城市国民健康保険規則，第30条の規定による改正前の結城市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則，第31条の規定による改正前の結城市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則，第32条の規定による改正前の結城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則，第33条の規定による改正前の結城市浄化槽清掃業に関する規則，第34条の規定による改正前の結城市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則，第35条の規定による改正前の結城市企業誘致条例施行規則，第36条の規定による改正前の結城市都市計画法施行細則，第37条の規定による改正前の結城市道路管理及び占用に関する規則，第38条の規定による改正前の結城市法定外公共物管理条例施行規則，第39条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務取扱規則及び第40条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅新築認定事務施行細則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

設 計 説 明 書

1	開発区域に含まれる地域の名称											
	2	設計の方針	工区計画	工区	m ²	工区	m ²	工区	m ²	工区	m ²	
基本的方針			工区	m ²	工区	m ²	工区	m ²	工区	m ²		
3	開発区域の現況	区域区分	市街化区域				市街化調整区域					
		用途地域										
		その他の区域等										
		地目	宅地	農地	山 林 (樹高)				その他	計		
					5m未満	5~10m	10m以上	小計				
		面積 m ²										
比率 %												
4	土地利用計画	用途	宅 地 用 地					公共施設用地	公益施設用地	その他 (樹林地)	合計	
			宅地	その他の宅地								計
				通路	緩衝帯	緑地等	その他の空地					
		面積 m ²								()		
		比率 %								()		
		樹林の保全等	区分	対象樹林	伐採	保 全 の 内 容					植栽	
						公園	広場	緑地等	その他の空地	計		
			面積 m ²									
		比率 %										
		表土の保全等	区分	はく土分	保 全 等 の 内 容					保全等要		
			復元	客土	代替措置	計						
面積 m ²												
比率 %												
5	公共施設整備計画	開発区域内の公共用地	区分	面積 m ²	比率 %	概 要						
			道 路									
			公園・広場・緑地									
			そ の 他									
			計									
		上記以外の公共用地	区分	面積 m ²	比率 %	接 続 先 の 状 況 等						
			取 付 道 路									
			排 水 施 設									
		法第32条に規定する同意等	一部 全員	同意	一部 全員	協議完了	一部 全員	協議中				
		法第40条に係る協議	一部 全員	同意	一部 全員	協議完了	一部 全員	協議中				

6	公共施設配置計画	施設名		計	
		面積 m ²			
		管理者		%	
7	区画数等	区画, 最高	m ² , 最低	m ² , 平均	m ²
8	給水施設	[公営, 簡易, 専用]	水道, 井戸	[試験結果 水質一可, 不可, 量一充分, 少ない]	
9	消防施設	貯水槽(40m ³ 以上)	基	消火栓	個

(備考)

- 1 3欄, 5欄, 8欄中で既に記載されている事項については, 該当する事項を○印で囲むこと。
- 2 3欄中のその他の区域等には, 法令等による指定区域及び事業区域等の名称を記載すること。

様式第2号(第4条関係)

公共施設の管理者等に関する書類

新たに設置される公共施設

種 類	番号	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅員寸法	延長	面積			

備考

- 1 つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については、寸法及び延長のみを記載すること。
- 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

様式第3号(第4条関係)

公共施設の管理者等に関する書類

従前の公共施設

種類	番号	概要			管理者	公共施設の用に供する土地の所有者	用地の帰属	摘要
		幅員寸法	延長	面積				

備考

- 1 つの公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- 「概要」欄には広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積のみを、下水管渠については寸法及び延長のみを記載すること。
- 「番号」欄には、新旧対照図に記載した一連番号を記入すること。

様式第4号(第5条関係)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

公共施設の管理者

住 所

氏 名

印

地内における 事業に係る下記の公共施設に関する開発行為については、異議がなく同意します。

記

施設の種類	所 有 者	備 考

様式第5号(第6条関係)

開 発 行 為 同 意 書

の施行に係る開発行為については、異議がなく同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び 地番	地目	地積	権利の 種別	同意 年月日	同意者の住所 氏名	印	備考

2 工作物の関係権利者

所在及び 地番	地目	地積	権利の 種別	同意 年月日	同意者の住所 氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 3 「権利の種別」欄には、使用权・賃借権その他事業の妨げとなるものを記入すること。

様式第6号(第7条関係)

設計者の資格に関する申立書						
						年 月 日
結城市長 様						
申立者 住所 (設計者)						
氏 名						印
生年月日						年 月 日生
1 資格免許等	一級建築士 <input type="checkbox"/> 技術士		登録 第 号(年 月 日)			
2 申告する資格	都市計画法施行規則第19条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ該当					
3 最終学歴	学校	学部	学科	年 月卒業・中退		
4 実務経歴	会社名又は 工事名	職務内容	期 間			
			年 月～	年 月	年 月	年 月
			年 月～	年 月	年 月	年 月
			年 月～	年 月	年 月	年 月
			年 月～	年 月	年 月	年 月
5 設計経歴	事業名	工 事 施 行 者	場所	面積	許 認 可 番 号	年 月 日
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
6 資格を証する書類 (別 添)	(1) 最終学校の卒業証明書					
	(2) 実務経験年数を証する書面					
	(3) 施行地区の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、都市計画法施行規則第19条第2号に規定する資格を有することを証する書面					
	(4) 都市計画法施行規則第19条第1号チに該当する者については、都市計画法施行規則第19条第1号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者(昭和45年建設省告示第38号)に規定する知識及び経験を有することを証する書面とする。					

様式第7号(第8条関係)

開 発 行 為 許 可 書

結城市指令 号		住所
年 月 日付け(受付第 号)		申請者 氏名
とおり許可する。		
年 月 日		結城市長 印
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他の事項	
許 可 番 号	第 号	
許 可 条 項		
許 可 に 付 し た 条 件		

(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

開発行為不許可通知書

結城市指令	号		
		申請者	住所 氏名
年	月	日	付け(受付第 号)で申請のあったことについては、次の理由により許可しない。
年	月	日	
		結城市長	印
(理 由)			

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第9号(第9条関係)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 結城市長 様 許可申請者 住所 氏名 印		※ 手数料欄
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の住居の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

受付印	結城市

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること(「その他必要な事項」を除く。)
- 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第10号(第9条関係)

開発行為変更許可書

結城市指令 号		住所
年 月 日付け(受付第 号)で申請のあった開発行為の変更について		申請者 氏名
は、次のとおり許可する。		
年 月 日		結城市長 印
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 その他の事項	
変更許可の許可番号	年 月 日 第 号	
許可条項		
許可に付した条件		

(不服申立てに係る教示)

- この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

開発行為変更不許可通知書

結城市指令	号		
		申請者	住所 氏名
年	月	日	付け(受付第 号)で申請のあったことについては、次の理由により許可しない。
年	月	日	
		結城市長	印
(理 由)			

(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第12号(第9条関係)

開発行為変更届出書

結城市長	様	年	月	日
		届出者	住所	
			氏名	印
都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け 出ます。				
記				
1	変更に係る事項			
2	変更の理由			
3	開発許可の許可番号	年	月	日 第 号

様式第13号(第10条関係)

開発行為に係る協議書(正)

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について協議します。		
年 月 日		
結城市長 様		
協議申出者 住所 氏名 印		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号	年 月 日 第 号	
※		

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第13号(第10条関係)

開発行為に係る協議書(副)

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について協議します。		
年 月 日		
結城市長 様		
協議申出者 住所 氏名 印		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号	年 月 日 第 号	

※ 提出のあったこの協議については、同意いたします。
年 月 日
記
結城市長 印

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第14号(第10条関係)

開発行為に係る変更協議書(正)

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により, 開発行為の変更について, 協議します。 年 月 日 結城市長 様 協議申出者 住所 氏名 印		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 その他必要な事項	
協議番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変更の協議番号	年 月 日 第 号	

※

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 「開発行為の変更の概要」は, 変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること(「その他必要な事項」を除く。)
 3 「開発区域の面積」の欄は, 平方メートルを単位として記載すること。
 4 「その他必要な事項」の欄には, 開発行為の変更を行うことについて, 農地法その他の法令による許可, 認可等を要する場合には, その手続の状況を記載すること。

様式第14号(第10条関係)

開発行為に係る変更協議書(副)

<p>都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更について、協議します。</p> <p>年 月 日</p> <p>結城市長 様</p> <p style="text-align: right;">協議申出者 住所 氏名 印</p>		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 その他必要な事項	
協議番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変更の協議番号	年 月 日 第 号	

<p>※ 提出のあったこの協議については、同意いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">記 結城市長 印</p>

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること(「その他必要な事項」を除く。)
- 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第15号(第13条関係)

建築制限等解除申請書(正)

年 月 日	
結城市長 様	
申請者 住所 氏名 印	
都市計画法第37条第1号の規定により、次の行為は開発行為に支障がないことを認めて いただきたいので申請します。	
1 申請する土地の 地名・地番	
2 申請する土地の 工区名・面積	(工区) m ² のうち m ²
3 申請する行為及び 予定建築物等の概要	
4 申請の理由	
5 開発許可の番号	年 月 日 第 号
6 開発許可を受けた際 の制限の内容	

受 付 印	結城市

様式第15号(第13条関係)

建築制限等解除申請書(副)

年 月 日	
結城市長 様	
申請者 住所 氏名 印	
都市計画法第37条第1号の規定により、次の行為は開発行為に支障がないことを認めて いただきたいので申請します。	
1 申請する土地の 地名・地番	
2 申請する土地の 工区名・面積	(工区) m ² のうち m ²
3 申請する行為及び 予定建築物等の概要	
4 申請の理由	
5 開発許可の番号	年 月 日 第 号
6 開発許可を受けた際 の制限の内容	
結城市指令第 号 年 月 日 結城市長 印	

受 付 印	結城市

様式第16号(第15条関係)

建築物の特例許可申請書(正)

年 月 日					※ 手数料欄	
結城市長 様						
申請者 住所 氏 名					印	
都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
1 敷地	地名・地番					
	面積	m ²		主要用途		
	利用形態	新築	増築	改築	用途変更	
2 建築物	既存建築物の構造・階数・用途			申請建築物の構造・階数・用途		
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合%	
					申請前	申請
	建築面積 m ²					
	延べ面積 m ²					
	その他の事項					
3	申請の理由					
4	開発許可の番号 年 月 日 第 号					
5	開発許可を受けた際の制限の内容					
6	その他必要な事項					

受付印	結城市

様式第16号(第15条関係)

建築物の特例許可申請書(副)

年 月 日						
結城市長 様 申請者 住所 氏名 印 都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
敷地	1 地名・地番					
	面積	m ²	主要用途			
	利用形態	新築	増築	改築	用途変更	
建築物	2 既存建築物の構造・階数・用途			申請建築物の構造・階数・用途		
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合%	
					申請前	申請
	建築面積 m ²					
	延べ面積 m ²					
	その他の事項					
3 申請の理由						
4 開発許可の番号	年 月 日 第 号					
5 開発許可を受けた際の制限の内容						
6 その他必要な事項						
結城市指令第 号 年 月 日 結城市長 印						

受付印	結城市

様式第17号(第16条関係)

予定建築物等以外の建築等の許可申請書(正)

年 月 日					※ 手数料欄	
結城市長 様 申請者 住所 氏名 印 都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
敷地	1 地名・地番					
	面積	m ²	主要用途			
	利用形態	新築(設)	増築	改築	用途変更	
建築物等	2 既存建築物等の用途			開発許可を受けた際の用途		
		申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途	
	建築面積 m ²					
	延べ面積 m ²					
3 申請の理由						
4 開発許可の番号	年 月 日 第 号					
5 開発許可を受けた際の制限の内容						
6 その他必要な事項						

受付印	結城市

様式第17号(第16条関係)

予定建築物等以外の建築等の許可申請書(副)

年 月 日					
結城市長 様					
申請者 住所 氏名 印					
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
敷地	1 地名・地番				
	面積	m ²	主要用途		
建築物等	利用形態	新築(設)	増築	改築	用途変更
	2 既存建築物等の用途	開発許可を受けた際の用途			
	建築面積 m ²	申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途
	延べ面積 m ²				
3 申請の理由					
4 開発許可の番号	年 月 日 第 号				
5 開発許可を受けた際の制限の内容					
6 その他必要な事項					
結城市指令第 号					
年 月 日					
結城市長 印					

受 付 印	結城市

様式第18号(第17条関係)

開 発 行 為 許 可 済 票

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名	電話()	
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	電話()	
開 発 区 域 及 び 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
開 発 区 域 及 び 工 区 の 面 積	開発区域 m ²	工区 m ²
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
現 場 管 理 者 氏 名		

- 備考 1 縦90センチメートル以上、横130センチメートル以上とする。
2 木版、プラスチック板その他これらに類するものとする。

様式第19号(第17条関係)

開発行為変更許可済票

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名	電話()	
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	電話()	
開発区域及び工区に 含まれる地域の名称		
開 発 区 域 及 び 工 区 の 面 積	開発区域 m ²	工区 m ²
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
現 場 管 理 者 氏 名		

- 備考 1 縦90センチメートル以上、横130センチメートル以上とする。
2 木版、プラスチック板その他これらに類するものとする。
3 許可番号及び変更に係る事項についてのみ記載するものとする。

建築等不許可通知書

結城市指令第	号	
		住所 申請者 氏名
年 月 日	付(受付第	号)で申請のあったことについては、次の理由により許可しない。
年 月 日		
	結城市長	印
(理由)		
(不服申立てに係る教示)		
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
(処分の取消しの訴えに係る教示)		
2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)		

様式第21号(第20条関係)

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書(正)

都市計画法第43条第3項の規定により， (建築物) (第一種特) の (定工作物)	(新 築) (改 築) (用途の変更) (新 設)
年 月 日	
結城市長 様	
協議申出者	住所 氏名
1 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積	
2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件	
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号

※	(Blank area for additional notes)
---	-----------------------------------

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

様式第21号(第20条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書(副)

都市計画法第43条第3項の規定により、 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> { 建築物 第一種特 定工作物 </div> の	}	(新築) (改築) (用途の変更) (新設)	について、協議します。
年 月 日			
結城市長		様	
		協議申出者 住所 氏名	印
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3	改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途		
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5	その他必要な事項		
※	受付番号	年 月 日	第 号
※	協議に付した条件		
※	協議番号	年 月 日	第 号

※ 提出のあったこの協議については、同意いたします。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 記 結城市長 印 </div>
--

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第22号(第21条関係)

開発行為(建築等)許可承継届出書

		年 月 日	
結城市長 様			
		届出者 住 所	
		氏 名 印	
都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
1 承 継 年 月 日		年 月 日	
2 承 継 理 由			
3 許 可 の 概 要	許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名		続 柄
	許 可 番 号	年 月 日 第 号	
	許 可 条 項		
	許可に付された条件		
	そ の 他 の 事 項		

様式第23号(第21条関係)

地位承継承認申請書(正)

年 月 日		※手数料欄
結城市長 様		
申請者 開発許可を受けた者 住 所 氏 名 印 地位を譲り受けようとする者 住 所 氏 名 印		
都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請 します。		
1 申 請 理 由		
2 許 可 の 概 要	許 可 番 号	年 月 日 第 号
	許 可 条 項	
	許可に付された条件	
	そ の 他 の 事 項	

受 付 印	結城市

様式第23号(第21条関係)

地位承継承認申請書(副)

年 月 日	
結城市長 様	
申請者 開発許可を受けた者	
住 所	
氏 名 印	
地位を譲り受けようとする者	
住 所	
氏 名 印	
都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
1	申 請 理 由
2 許 可 の 概 要	許 可 番 号 年 月 日 第 号
	許 可 条 項
	許可に付された条件
	そ の 他 の 事 項
結城市指令第 号	
年 月 日	
結城市長 印	

受 付 印	結城市

様式第24号(第22条関係)

既存の権利者であることの届出書

			年 月 日
結城市長 様			
			住所
			届出者 氏名 印
(1)	届 け 出 る 土 地	所在・地番	
		地 目	
		地 積	平方メートル
		農地転用許 可年月日番 号	年 月 日 第 号
(2)	届出者の職業 〔法人の場合は〕 業務内容		
(3)	土地又は土地の 利用に関する所 有権以外の権利 を有していた目 的		
(4)	土地又は土地の 利用に関する所 有権以外の権利 を有する場合に おける当該権利 の種類・内容		
(5)	市街化調整区域 の決定又は変更 された年月日		年 月 日
※ 受 付 番 号			年 月 日 第 号
備 考			

備考 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第25号(第23条関係)

都市計画法による命令の公示	
所在地(土地又は工作物等)	
命令を受けた者の住所 氏名	
この 年 月 日	は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反しているので、 同法第81条に基づき を命じた。
(注)	
1 この標識を破損したものは、刑法(明治40年法律第45号)により罰せられます。	
2 この命令に違反して を行った場合は都市計画法により罰せられます。	
3 年 月 日	付で { 水道事業者名 電気事業者名 ガス事業者名 } に対してこの { 土地 工作物 その他 } における
{ 水道 電気 ガス }	供給の申込みの承諾を保留するよう要請しています。
年 月 日	
結城市長	

備考 縦45センチメートル以上, 横60センチメートル以上とする。

様式第26号(第24条関係)

(表)

第	号			
身	分	証	明	書
氏	名			
年	月	日生		
上記の者は都市計画法第82条第1項の 規定による立入検査の権限を有する者で あることを証明する。				
年	月	日		
結城市長	印			

(裏)

1	この証明書は、表記の権限を行使する 際に必ず携帯して関係人の請求があっ たときはいつでも提出すること。
2	この証明書の有効期間は、発行の日か ら 年間とする。

様式第27号(第25条関係)

開 発 登 録 簿

No. _____

市 町 村 名	結城市
番 号	

開 発 許 可	許 可 番 号	第 _____ 号	許 可 を 受 け た 者	氏 名	
	許 可 年 月 日	年 月 日		住 所	
承 継	承 継 番 号	第 _____ 号	承 継 人	氏 名	
	承 継 年 月 日	年 月 日		住 所	
開 発 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称				
	総 面 積		工 区 数	工 区	
	工 区 面 積				
	区 域 ・ 地 域				
	工 事 施 行 者	氏 名		住 所	
	設 計 者	氏 名		住 所	
	予 定 建 設 物 の 用 途				
	法 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容				
法 第 41 条 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可 内 容					
変 更 許 可	変 更 許 可 番 号	第 _____ 号	第 _____ 号	第 _____ 号	第 _____ 号
	変 更 許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 届 出	変 更 届 出 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	変 更 内 容				
工 事 検 査 完 了	工 区 名	検 査 済 番 号	検 査 年 月 日	完 了 公 告	摘 要
		第 _____ 号	年 月 日	年 月 日	
法 第 42 条 第 1 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可 内 容					
法 第 42 条 第 2 項 の 協 議 内 容					
備 考	建 築 制 限 解 除 _____ 年 _____ 月 _____ 日				

備考 公共施設のみの場合、 「摘要」欄にその名称を記入すること。

様式第28号(第26条関係)

開発行為(建築等)に関する証明申請書(正)

年 月 日		結城市長 様 住所 申請者 氏名 印		手数料欄															
建築基準法の規定による確認の申請をしたいので、次のことについて、都市計画法の規定に適合していることを証明願います。																			
1 敷地	地名・地番																		
	面積	m ²	主要用途																
	区 域	市街化区域, 調整区域		利用形態 新・増・改・用途変更 (から へ)															
	用途地域																		
2 建築物等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">申請部分</td> <td style="width: 20%;">申請以外の部分</td> <td style="width: 10%;">合計</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">用途</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建築面積 m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">延べ面積 m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		申請部分	申請以外の部分	合計	用途		建築面積 m ²				延べ面積 m ²							
		申請部分	申請以外の部分	合計	用途														
	建築面積 m ²																		
延べ面積 m ²																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">第 号()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">番号・名称</td> <td>年 月 日</td> <td>第 号()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>第 号()</td> </tr> </table>		年 月 日	第 号()	番号・名称	年 月 日	第 号()		年 月 日	第 号()										
	年 月 日	第 号()																	
番号・名称	年 月 日	第 号()																	
	年 月 日	第 号()																	
3 開発許可等	許可等に係る制限の内容																		
4	都市計画法の該当条項																		
5	その他必要な事項																		

受 付 印	結城市

様式第28号(第26条関係)

開発行為(建築等)に関する証明申請書(副)

年 月 日					
結城市長 様 住所 申請者 氏名 印					
建築基準法の規定による確認の申請をしたいので、次のことについて、都市計画法の規定に適合していることを証明願います。					
1 敷地	地名・地番				
	面積	m ²	主要用途		
	区域	市街化区域, 調整区域		利用形態	新・増・改・用途変更 (から へ)
	用途地域				
2 建築物等		申請部分	申請以外の分	合計	用途
	建築面積 m ²				
	延べ面積 m ²				
3 開発許可等	番号・名称	年 月 日	第 号()	年 月 日	第 号()
	許可等に係る制限の内容				
4	都市計画法の該当条項				
5	その他必要な事項				
結城市指令第 号 年 月 日 結城市長 印					

受付印	結城市

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第9条関係)
様式第13号 (第10条関係)
様式第14号 (第10条関係)
様式第15号 (第13条関係)
様式第16号 (第15条関係)
様式第17号 (第16条関係)
様式第18号 (第17条関係)
様式第19号 (第17条関係)
様式第20号 (第19条関係)
様式第21号 (第20条関係)
様式第22号 (第21条関係)
様式第23号 (第21条関係)
様式第24号 (第22条関係)
様式第25号 (第23条関係)
様式第26号 (第24条関係)
様式第27号 (第25条関係)
様式第28号 (第26条関係)